別表

提供先21	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第39項
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報（住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　100万人以上1,000万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	横浜市の住民基本台帳に記録されている住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度提供（ただし、個別対応が必要なものは、確認の上提供します。）
提供先22～25	
提供先22	国家公務員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第40項
②提供先における用途	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報（住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　100万人以上1,000万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	横浜市の住民基本台帳に記録されている住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度提供（ただし、個別対応が必要なものは、確認の上提供します。）

提供先23	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第42項
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報（住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　100万人以上1,000万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	横浜市の住民基本台帳に記録されている住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度提供（ただし、個別対応が必要なものは、確認の上提供します。）
提供先24	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第48項
②提供先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報（住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　100万人以上1,000万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	横浜市の住民基本台帳に記録されている住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度提供（ただし、個別対応が必要なものは、確認の上提供します。）

提供先25	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第53項
②提供先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報（住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項）
④提供する情報の対象となる本人の数	［　100万人以上1,000万人未満　］ ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	横浜市の住民基本台帳に記録されている住民
⑥提供方法	［○］情報提供ネットワークシステム　［　］専用線 ［　］電子メール　［　］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ［　］フラッシュメモリ　［　］紙 ［　］その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度提供（ただし、個別対応が必要なものは、確認の上提供します。）
提供先26～30	
提供先26	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第54項
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報（住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項）
④提供する情報の対象となる本人の数	［　100万人以上1,000万人未満　］ ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	横浜市の住民基本台帳に記録されている住民
⑥提供方法	［○］情報提供ネットワークシステム　［　］専用線 ［　］電子メール　［　］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ［　］フラッシュメモリ　［　］紙 ［　］その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度提供（ただし、個別対応が必要なものは、確認の上提供します。）

提供先27	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第57項
②提供先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報（住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　100万人以上1,000万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	横浜市の住民基本台帳に記録されている住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度提供（ただし、個別対応が必要なものは、確認の上提供します。）
提供先28	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第58項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報（住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　100万人以上1,000万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	横浜市の住民基本台帳に記録されている住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度提供（ただし、個別対応が必要なものは、確認の上提供します。）

提供先29	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第59項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報（住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　100万人以上1,000万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	横浜市の住民基本台帳に記録されている住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度提供（ただし、個別対応が必要なものは、確認の上提供します。）
提供先30	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第61項
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報（住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　100万人以上1,000万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	横浜市の住民基本台帳に記録されている住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度提供（ただし、個別対応が必要なものは、確認の上提供します。）

提供先31～35	
提供先31	市町村長
①法令上の根拠	番号法第１９条第７号別表第二第62項
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報（住民基本台帳法第７条第４号に規定する事項）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　100万人以上1,000万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	横浜市の住民基本台帳に記録されている住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度提供（ただし、個別対応が必要なものは、確認の上提供します。）
提供先32	厚生労働大臣又は都関道府県知事
①法令上の根拠	番号法第１９条第７号別表第二第66項
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報（住民基本台帳法第７条第４号に規定する事項）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　100万人以上1,000万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	横浜市の住民基本台帳に記録されている住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度提供（ただし、個別対応が必要なものは、確認の上提供します。）

提供先33	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第１９条第７号別表第二第67項
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報（住民基本台帳法第７条第４号に規定する事項）
④提供する情報の対象となる本人の数	［　100万人以上1,000万人未満　］ ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	横浜市の住民基本台帳に記録されている住民
⑥提供方法	［○］情報提供ネットワークシステム　［　］専用線 ［　］電子メール　［　］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ［　］フラッシュメモリ　［　］紙 ［　］その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度提供（ただし、個別対応が必要なものは、確認の上提供します。）
提供先34	市町村長
①法令上の根拠	番号法第１９条第７号別表第二第70項
②提供先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報（住民基本台帳法第７条第４号に規定する事項）
④提供する情報の対象となる本人の数	［　100万人以上1,000万人未満　］ ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	横浜市の住民基本台帳に記録されている住民
⑥提供方法	［○］情報提供ネットワークシステム　［　］専用線 ［　］電子メール　［　］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ［　］フラッシュメモリ　［　］紙 ［　］その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度提供（ただし、個別対応が必要なものは、確認の上提供します。）

提供先35	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第１９条第7号別表第二第77項
②提供先における用途	雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報（住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項）
④提供する情報の対象となる本人の数	［　100万人以上1,000万人未満　］ ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	横浜市の住民基本台帳に記録されている住民
⑥提供方法	［ ○ ］情報提供ネットワークシステム　［　］専用線 ［　］電子メール　［　］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ［　］フラッシュメモリ　［　］紙 ［　］その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度提供（ただし、個別対応が必要なものは、確認の上提供します。）
提供先36～41	
提供先36	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第１９条第7号別表第二第80項
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報（住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項）
④提供する情報の対象となる本人の数	［　100万人以上1,000万人未満　］ ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	横浜市の住民基本台帳に記録されている住民
⑥提供方法	［ ○ ］情報提供ネットワークシステム　［　］専用線 ［　］電子メール　［　］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ［　］フラッシュメモリ　［　］紙 ［　］その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度提供（ただし、個別対応が必要なものは、確認の上提供します。）

提供先37	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第84項
②提供先における用途	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報（住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　100万人以上1,000万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	横浜市の住民基本台帳に記録されている住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度提供（ただし、個別対応が必要なものは、確認の上提供します。）
提供先38	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第89項
②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報（住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　100万人以上1,000万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	横浜市の住民基本台帳に記録されている住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度提供（ただし、個別対応が必要なものは、確認の上提供します。）

提供先39	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第91項
②提供先における用途	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報（住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　100万人以上1,000万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	横浜市の住民基本台帳に記録されている住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度提供（ただし、個別対応が必要なものは、確認の上提供します。）
提供先40	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第92項
②提供先における用途	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報（住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　100万人以上1,000万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	横浜市の住民基本台帳に記録されている住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度提供（ただし、個別対応が必要なものは、確認の上提供します。）

提供先41	市町村長
①法令上の根拠	番号法第１９条第7号別表第二第94項
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報（住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項）
④提供する情報の対象となる本人の数	［　100万人以上1,000万人未満　］ ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	横浜市の住民基本台帳に記録されている住民
⑥提供方法	［ ○ ］情報提供ネットワークシステム　［　］専用線 ［　］電子メール　［　］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ［　］フラッシュメモリ　［　］紙 ［　］その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度提供（ただし、個別対応が必要なものは、確認の上提供します。）
提供先42～45	
提供先42	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第１９条第7号別表第二第96項
②提供先における用途	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報（住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項）
④提供する情報の対象となる本人の数	［　100万人以上1,000万人未満　］ ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	横浜市の住民基本台帳に記録されている住民
⑥提供方法	［ ○ ］情報提供ネットワークシステム　［　］専用線 ［　］電子メール　［　］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ［　］フラッシュメモリ　［　］紙 ［　］その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度提供（ただし、個別対応が必要なものは、確認の上提供します。）

提供先43	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第101項
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報（住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　100万人以上1,000万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	横浜市の住民基本台帳に記録されている住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度提供（ただし、個別対応が必要なものは、確認の上提供します。）
提供先44	農林漁業団体職員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第102項
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報（住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　100万人以上1,000万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	横浜市の住民基本台帳に記録されている住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度提供（ただし、個別対応が必要なものは、確認の上提供します。）

提供先45	独立行政法人農業者年金基金
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第103項
②提供先における用途	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報（住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　100万人以上1,000万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	横浜市の住民基本台帳に記録されている住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度提供（ただし、個別対応が必要なものは、確認の上提供します。）
提供先46～50	
提供先46	独立行政法人医薬品医療機器総合機構
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第105項
②提供先における用途	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済給付又は感染救済給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報（住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　100万人以上1,000万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	横浜市の住民基本台帳に記録されている住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度提供（ただし、個別対応が必要なものは、確認の上提供します。）

提供先47	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第１９条第7号別表第二第106項
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報（住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　100万人以上1,000万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	横浜市の住民基本台帳に記録されている住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度提供（ただし、個別対応が必要なものは、確認の上提供します。）
提供先48	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第１９条第7号別表第二第108項
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報（住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　100万人以上1,000万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	横浜市の住民基本台帳に記録されている住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度提供（ただし、個別対応が必要なものは、確認の上提供します。）

提供先49	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第111項
②提供先における用途	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報（住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　100万人以上1,000万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	横浜市の住民基本台帳に記録されている住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度提供（ただし、個別対応が必要なものは、確認の上提供します。）
提供先50	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第112項
②提供先における用途	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報（住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　100万人以上1,000万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	横浜市の住民基本台帳に記録されている住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度提供（ただし、個別対応が必要なものは、確認の上提供します。）

提供先51～55	
提供先51	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第113項
②提供先における用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報（住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　100万人以上1,000万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	横浜市の住民基本台帳に記録されている住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度提供（ただし、個別対応が必要なものは、確認の上提供します。）
提供先52	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第114項
②提供先における用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報（住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　100万人以上1,000万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	横浜市の住民基本台帳に記録されている住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度提供（ただし、個別対応が必要なものは、確認の上提供します。）

提供先53	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第116項
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報（住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　100万人以上1,000万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	横浜市の住民基本台帳に記録されている住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度提供（ただし、個別対応が必要なものは、確認の上提供します。）
提供先54	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第117項
②提供先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報（住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　100万人以上1,000万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	横浜市の住民基本台帳に記録されている住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度提供（ただし、個別対応が必要なものは、確認の上提供します。）

提供先55	横浜市教育委員会事務局指導部健康教育課
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表第一（第27項） ・番号法第19条第9項に基づく条例（今後制定予定）
②提供先における用途	横浜市立学校の要保護及び準要保護児童生徒の学校病治療費の援助
③提供する情報	住所、氏名、性別、生年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[　100万人以上1,000万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	横浜市の住民基本台帳に記録されている住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度提供（ただし、個別対応が必要なものは、確認の上提供します。）
移転先21	建築局住宅部市営住宅課（2件）
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表第一（第19項） ・番号法第9条第1項　別表第一（第35項） ・番号法第9条第2項に基づく条例（今後制定予定）
②移転先における用途	横浜市営住宅管理事務
③移転する情報	住所、氏名、性別、生年月日
④移転する情報の対象となる本人の数	[　100万人以上1,000万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	横浜市の住民基本台帳に記録されている住民
⑥移転方法	[　] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [○] その他　（ 統合番号連携システム　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度移転